

ランダム係数を用いた最低制限価格取扱要領

令和2年12月10日 2諫契第488号

(趣旨)

第1条 本要領は、市が発注する建設工事（解体工事を除く）の入札において透明性及び公正性を確保するため、ランダム係数を用いて最低制限価格を算出する事務取扱に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（同法別表第一に規定する解体工事を除く。）をいう。
- (2) ランダム係数 電子計算機を用いて一定の範囲で無作為に発生させた係数をいう。
- (3) 予定価格 諫早市契約規則（平成17年規則第54号。以下「規則」という。）第7条の予定価格をいう。
- (4) 最低制限価格 規則第10条の最低制限価格をいう。
- (5) 予定価格調書 工事執行規則第4条の予定価格調書をいう。
- (6) 最低制限基本価格 第4条に規定する方法により算定されるものをいう。

(対象工事)

第3条 対象となる工事は、市が発注する最低制限価格を設ける建設工事であって競争入札に付するものとする。

(最低制限基本価格の算出方法)

第4条 最低制限基本価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた額に100分の92を乗じて算出した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(最低制限価格の算定)

第5条 最低制限価格は、最低制限基本価格にランダム係数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項のランダム係数は、電子計算機を用い1.0000から1.0050までの範囲内で無作為に発生させるものとする。

(最低制限価格等の決定及び予定価格調書の作成)

第6条 予定価格の決定権者は、この要領に基づいて最低制限価格を算出した

ときは、最低制限価格算定調書（様式第1号）を作成し、規則第10条の規定に基づき、予定価格調書に予定価格及び最低制限価格を併記するものとする。

（予定価格調書の保管）

第7条 前条の規定により作成した最低制限価格算定調書は、予定価格調書と合わせて保管するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 この要領に基づき最低制限価格を決定する場合は、一般競争入札にあっては規則第3条に規定する入札の公告に、指名競争入札にあっては規則第18条に規定する通知にランダム係数を用いて最低制限価格を算出する旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

（準用）

第9条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する建設工事（解体工事を除く）の入札案件について準用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行し、同日以後に規則第3条に規定する入札の公告を行う一般競争入札又は同日以後に規則第18条に規定する通知を行う指名競争入札であって、令和3年1月1日以降に行う入札から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

最低制限価格算定調書

契約番号	
工事名	

①	予定価格 (工事価格)	
②	最低制限基本価格 (① × 92%)	
③	ランダム係数 (1.0000~1.0050)	
④	最低制限価格 (② × ③)	

① 予定価格は設計金額（税抜価格）

②、④は千円未満は切り捨て